

事前質問・意見及び回答一覧

委員	頁・番号	質問・意見等	回答
園田委員	資料1、資料2	「第6次熊本県男女共同参画計画 施策の方向性（案）」を一読させて頂きました。新たに追加された施策（基本方針1の施策の方向5 生涯を通じた男女の健康への支援、基本方針2の施策の方向1-2 若者・女性にも選ばれる地域づくり）等の文言に深い想いを感じた次第です。30年程前に、「熊本市男女共同参画会議審議員」を務めさせて頂いた経験から、社会の変化、意識の変容を実感すると共に、まだまだ歩みを止めてはいけないと実感しています。第6次計画に新規で追加された5つの項目については、是非重点項目として事業へ展開させて頂ければと思います。	新たに追加された下記5項目（資料1にて、赤字で記載）については、今後、本県においても取り組むべき課題であると認識しています。働き方、若者・女性、健康など、ジェンダー主流化の流れとともに、男女共同参画において取り組むべき課題は広がっており、関係課と連携しながら推進してまいります。 ・働き方改革の更なる推進と多様で柔軟な働き方の実現 ・仕事と健康の両立への支援 ・ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化 ・インターネットを利用した性暴力等への対応 ・若者・女性にも選ばれる地域づくりのための男女共同参画の推進
	参考資料1 P9	（中段）・・・各年に特に重点を置いて成果目標の達成状況や施策の進捗状況の点検を行うべき事項・分野について丁寧なフォローアップを実施するとともに、それに基づいて更なる取組を促すことが重要である。・・・との文言がありますが、熊本県としてはどのような考えですか？	本県においても、これまでも県条例に基づき、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度フォローアップを行い、「年次報告書」を公表しており、事業にも活用しております。第6次計画においても引き続き、年次報告書を活用したフォローアップを行い、取組を推進してまいります。
	参考資料1 P10	（主な施策）12 地域社会・家庭における男女共同参画の推進 国の第6次計画素案に、（1）基本的な視点や取り組むべき事項の③として、各地域の実情を踏まえた男女共同参画の取り組みを促進し、更に女性にも選ばれる地域づくりを後押しする。。。という文言があります。熊本県もそれに合わせて今回、熊本県の計画づくりが検討されていますが、熊本県という地域全体の視点と、熊本県ならではの大きな社会変化（※TSMC工場近隣自治体と県南・県北・天草地域などの現状課題）を考慮しつつ、男女共同参画の推進を図って行くこととなります。各市町村との情報共有、連携など新たに想定されていることがありますか？	令和6年度時点で、県内の88.9%の市町村において男女共同参画計画を策定しており、各地域の実情に合わせた施策が行われています。 県においても、市町村の計画策定及び進捗管理の支援のため、市町村男女共同参画計画策定研修会を実施しているほか、地域主導による男女共同参画社会づくりを目指して県内各地域で委嘱している、男女共同参画推進員に対する研修会や、男女共同参画社会づくりについての知識と行動力を備え、積極的に地域で活躍できる地域リーダーの育成研修を行っており、引き続き地域における男女共同参画の推進を図ってまいります。

委員	頁・番号	質問・意見等	回答
園田委員	参考資料1 P98	国の男女共同参画推進の実施体制強化として、(独)男女共同参画機構(仮称)が新設され、ナショナルセンターとしての機能を担うとあります。また、令和7年の男女共同参画社会基本法の改正により、同法に男女共同参画センターが地域の課題解決を行う関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点であることが規定され、地方公共団体に対して、その体制確保に努める義務を課すこととした、と記載されています。 熊本県男女共同参画センターもその一つにあたると思いますが、今後、センターの更なる拡充など検討されていますか？	令和7年の法改正により、男女共同参画センターが地域における男女共同参画施策を推進するための拠点として法的に位置づけられたことを踏まえ、国では、今後求められるセンターの在り方や、それを目指した機能強化の具体的な方法等を示すため、「男女共同参画センターの設置及び運営に関するガイドライン」を策定されることとなっています。 県としては、くまもと県民交流館パレア男女共同参画センターの機能強化が必要と認識しており、国のガイドラインを踏まえ、今後のセンターの在り方について検討してまいります。
山下委員	資料1	国の素案と県の施策体系を比較し、以下の2点に相違があった。その理由を教えてほしい。 ・「こどもに対する性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進」の項目がなかったこと。 ・国の素案の項目(P107)が「国民的広がりを持って地域に浸透する広報活動の展開とメディア分野等と連携した積極的な情報発信」であることに対して、県の項目が従前のままであること。	・基本方針1の施策の方向7「ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実」関連と思いますが、「こどもに対する性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進」が項目立てになかったことについては、「こどもまんなか熊本・実現計画」に基づき、こども・若者への加害の防止、相談・被害申告をしやすくする取組み、被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等、総合的な取組みを進めていくこととしており、5次計画の体系そのままにしておりました。委員の御指摘を受け、項目立てを行うか、関係課と検討してまいります。 ・基本方針2の3の主要施策(2)「メディアにおける男女の人権の尊重」の項目名については、メディアに対する権限が国に比べ限定的であることから、5次計画の体系そのままにしておりましたが、施策の方向3「教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進」との間にずれがあるように見えますので、委員の御指摘を受け、項目名について再検討します。